

きときと情報 2018 147号

富山県中小企業団体中央会

特集1 円滑な事業承継に向けて

特集2 雇用・労働条件等関係助成金のご案内

経営者に聞く：T.トラスト株式会社 代表取締役 岡部 雅弘氏

組合紹介：高岡銅器協同組合さんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん：平成30年度通常総会を開催 ほか

表紙のことば

魚津のタテモン行事 「たてもん祭り」

「魚津のタテモン行事(たてもん祭り)」は、毎年8月の第1金・土曜日の夜に魚津市で行われる「じゃんとこい魚津まつり」の期間中に開催されるメイン行事のひとつです。高さ約16メートル、90あまりの提灯が吊るし下げられた船形の万燈「たてもん」7台が太鼓や笛の囃子とともに豪快に曳き回されます。約5トンあるたてもんには車輪がなく、接地部はそりのような形状になっています。法被姿の若者たちが渾身の力でたてもんを引きずっていく迫力ある様が、祭りの見どころとなっています。大漁や航海の安全を願う伝統行事として約300年の歴史がある魚津のタテモン行事は、2016年12月に、世界の文化遺産を保護する「ユネスコ無形文化遺産」に登録されました。

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
三井生命保険株式会社



- * 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」 「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」 「ご契約のしおりー約款」 および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山県富山市本町3-21 損保ジャパン日本興亜ビル5F TEL:076-441-3194
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

三井-KB-2018-2 (損保)B-2018-1 (2018.4)
B-2018-1011 (2018.4) 使用期限 2019.3.31

きときと情報 147号

C O N T E N T S

特 集 1	2
円滑な事業承継に向けて	
特 集 2	9
雇用・労働条件等関係助成金のご案内	
経営者に聞く	22
T.トラスト株式会社 代表取締役 岡部 雅弘 氏	
組合紹介	24
高岡銅器協同組合さんよりこんにちは	
元気印！青年部・女性部	25
平成30年度通常総会を開催 全国青中通常総会開催(富山県中小企業青年中央会) 組合女性部懇談会を開催(富山県中小企業レディース連絡会) 業界PRソングを制作しました(富山県電機商業組合青年部)	
ほっと一息	27
「安全・安心」と「信頼」を提供する防災ラベル・防火壁装ラベル(富山県インテリア事業協同組合)	
組合だより	28
日本遺産記念プロジェクトを開催しました(井波彫刻協同組合) 地域商品券でお買い物をするとポイント2倍サービスを実施しています(協同組合入善町キラキラカード会)	
中央会いんぷおめーしょん	29
平成30年度通常総会を開催 平成29年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金第1次公募分178件を採択しました 田畑政務官より働き方改革関連法の周知協力要請がありました 外国人技能実習制度適正化講習会(第1回)を開催	
事務局ペンリレー	32
協同組合福光商業会 職員 米澤しのぶ 氏	
組合Q & A	32
滞納処分による持分差押えについて	
富山県からのお知らせ	33
企業のための「人権啓発講演会」参加者募集中！	
富山労働局からのお知らせ	34
「働き方」が変わります!!	
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構からのお知らせ	36
65歳超雇用推進助成金のご案内	
トピックス	
長く楽しく暮らすために 運動 (今より10分多くを目安に 楽しみながら習慣化を)	

特集 1 円滑な事業承継に向けて

中小企業・小規模事業者は、地域の経済や雇用を担う重要な存在です。しかし、中小企業・小規模事業者の経営者は急速に高齢化が進行しており、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の約3割）が後継者未定であると国は試算し、事業承継の取組みは喫緊の課題となっています。事業承継の準備には、後継者の育成も含めると5～10年程度を要します。

中小企業庁では、今後10年間に事業承継支援の集中実施期間と位置づけ、後継者が決まっている企業には税制措置による円滑な承継を、決まっていない企業には気付きの機会提供、マッチング支援等により後継者探しを行うなど、切れ目のない事業承継支援を実施しています。

今号の特集では、承継準備～承継の実行～承継後の各段階に応じて、事業承継に関する支援策について、ご紹介します。

I 承継の準備（事業承継をこれから考える方へ）

1. プッシュ型事業承継支援高度化事業

～気付きの機会提供～

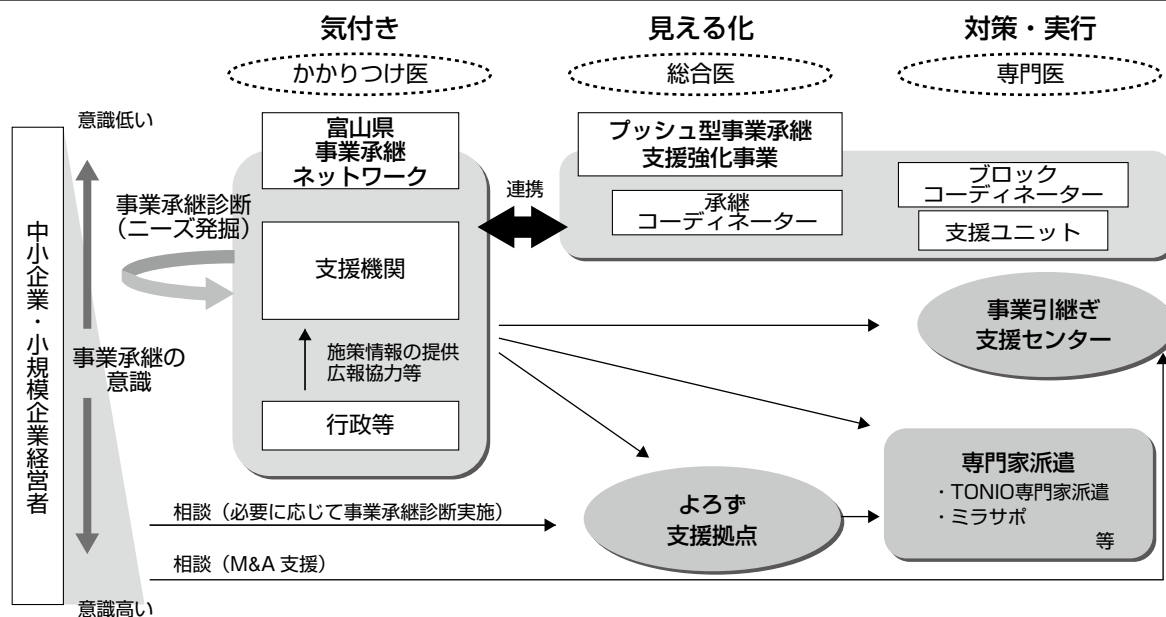
事業承継をこれから考えていく場合、経営者にとって身近な相談相手である税理士などの専門家、金融機関や支援機関などのサポートを得ることが重要です。

中小企業庁では、「プッシュ型事業承継支援高度化事業」により、地域一体となった支

援を実施しています。

当事業では、早期・計画的な事業承継準備に対する経営者の「気付き」を促すため事業承継診断（※1）を行うネットワーク（富山県事業承継ネットワーク）を構築し、事業承継支援を促進するとともに、掘り起こされたニーズに対して地域の専門家が個別支援を行います。

富山県の事業承継支援体制



富山県事業承継ネットワーク事務局では承継コーディネーター（事業責任者）が常駐し、県と協議して富山県事業承継支援戦略を策定、事業承継診断の実施状況把握・管理や、地域の専門家・専門機関と連携した個別支援などを行っています。

（※1）事業承継診断：支援機関担当者からの簡単な質問に答えていくことで、自社の事業承継に向けた準備の状況について把握できるほか、経営者がこれからやるべきことが簡単にチェックできます。
所用時間は10分程度です。

2. 富山県事業引継ぎ支援センター

～事業承継（親族内承継、従業員承継）や事業引継ぎ（M&A）に関する相談対応～

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者や、経営資源を引継ぐ意思のある中小企業・小規模事業者の相談等について、専門相談員が適切な助言・情報提供及びマッチング支援等の円滑な事業引継ぎ等を総合的に支援します。

ご相談は事前予約となります。

<事業内容>

- ・事業承継や事業引継ぎに関するご相談に、専門家がきめ細かくアドバイス等を行います。（相談無料、秘密厳守）
- ・相談の中で事業引継ぎの可能性があります、譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合には仲介機関への橋渡し等を行います。（仲介機関と契約を行った場合、それぞれが定める着手金・成功報酬等が発生。）
- ・創業をめざす事業意欲・経営意欲のある希望者と後継者不在の事業主とを引き合わせ

る後継者人材バンク事業を実施しています。

3. 富山県よろず支援拠点

～会社の磨き上げを行うために～

円滑な事業承継を行うための準備の一つとして、本業を磨き上げ競争力を伸ばし、企業価値の高い魅力ある会社にしていくことが重要です。

中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所である富山県よろず支援拠点では、売上拡大や経営改善をはじめ、販路拡大や事業承継など、経営全般の無料相談に対応しています。

コーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成など、環境の変化や事業の成長段階に応じた支援を継続的にを行います。

ご相談は事前予約となります。

【お問い合わせ先】

富山県事業承継ネットワーク事務局

富山県事業引継ぎ支援センター

富山県よろず支援拠点

月曜～金曜 8時30分～17時15分

電話：076-444-5605

FAX：076-444-5646

富山市高田527 情報ビル1階

（公益財団法人富山県新世紀産業機構内）

Ⅱ 承継の実行（事業承継の実行段階にある方へ）

事業承継にあたり、自社株式・事業用資産にかかる相続税や贈与税の納税資金をはじめ、事業承継後の安定した経営のためには資金が必要となります。

2008年に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法 2018年4月1日改正）においては、事業承継に伴う税負担の軽減（事業承継税制）の前提となる認定や遺留分に関する民法の特例、事業承継資金等を確保するための金融支援が盛り込まれています。

1. 経営承継円滑化法

(1) 事業承継税制（税制支援）

非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、経営承継円滑化法における県知事の認定を受けたときに、相続税・贈与税の納税が猶予される制度です。

平成30年度税制改正により、事業承継税制が今後10年間に限って、大きく拡充されます。
（注1）2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

～平成30年度税制改正 事業承継税制 （10年間の特例措置）について～

①対象株式数上限等の撤廃

対象株式数の上限を撤廃（2/3→3/3）し、納税猶予割合を100%（これまでは80%）に拡大することで、承継時の贈与税・相続税の税負担をゼロにします。

②多様な事業承継支援

これまで税制の対象となるのは、1人の先代経営者から1人の後継者へ贈与・相続される場合のみでしたが、改正後は親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象になります。

③雇用維持要件の緩和

制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件（事業承継税制適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持）を抜本的に見直し、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能にします。

※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。

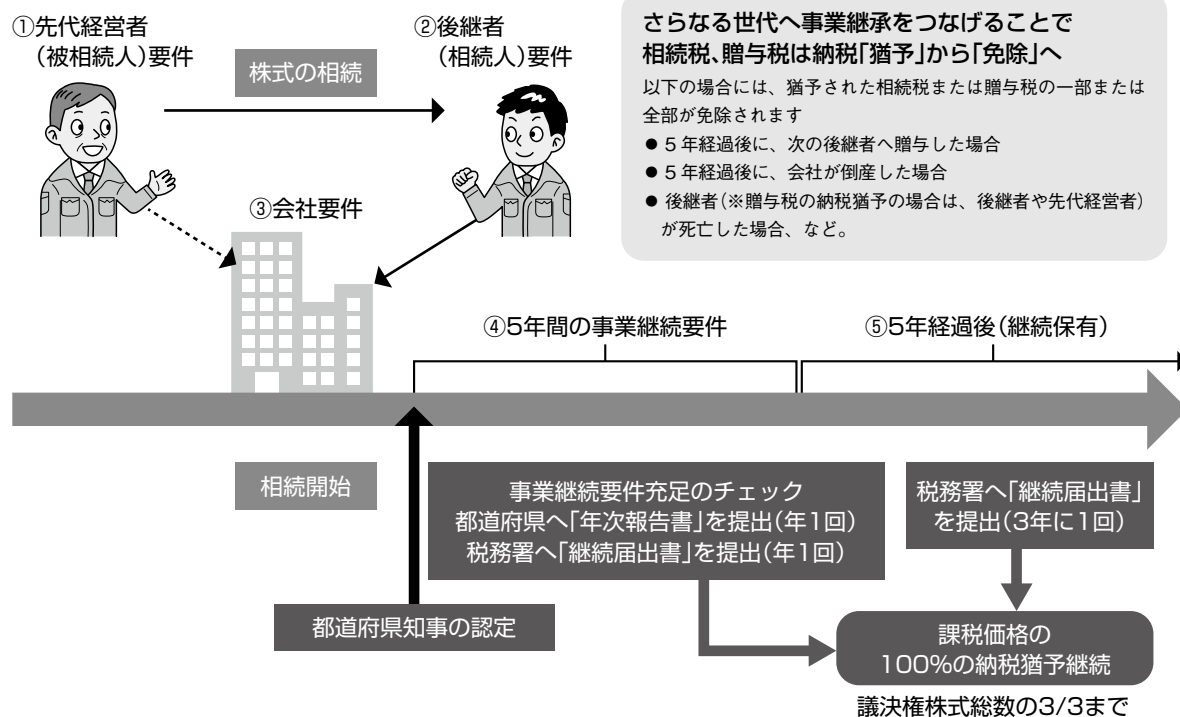
④経営環境変化に応じた減免制度

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

⑤相続時精算課税制度の適用範囲の拡大

現行制度では、相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象でしたが、それに加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象となります。（贈与者の子や孫でない場合でも適用が可能です。）

■事業承継税制の流れ



●特例の適用を受けるためには、以下の2点を満たしていることが必要です。

- ・2018年4月1日から2023年3月31日までに、県に「特例承継計画」を提出していること。

提出先：富山県商工労働部経営支援課

電話：076-444-3248

- ・2018年1月1日から2027年12月31日までに、贈与・相続（遺贈を含む）により自社株式を取得すること。

(注2) 2017年12月31日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける（あるいは通常の認定から特例の認定へ切り替えを行う）ことはできません。

(2) 遺留分に関する民法の特例

推定相続人が複数いる場合、後継者に自社株式を集中して承継させようとしても、遺留

分を侵害された相続人から遺留分に相当する財産の返還を求められ、自社株式が分散してしまうなど、事業承継にとってマイナスになる場合があります。

このような問題に対処するため、経営承継円滑化法は「遺留分に関する民法特例」を規定しており、後継者を含めた現経営者の推定相続人全員の合意の上で、現経営者から後継者に贈与された自社株式について、一定の要件を満たしていることを条件に、

①遺留分の算定基礎となる相続財産から除外するという取り決め（除外合意）又は②遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時の時価（※2）に固定（固定合意）をすることができます（両方を組み合わせることも可能です）。

（※2）固定する合意時の時価は、合意の時ににおける相当な価額であるとの税理士、公認会計士、弁護士等による証明が必要です。評価方法の考え方は、「経営承継法

における非上場株式等評価ガイドライン
(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2009/090209HyoukaGuidelines.htm>) をご参照ください。

民法特例を利用するには、以下の要件を満たした上で「推定相続人全員の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受ける必要があります。

【民法特例利用の主な要件】

- 会社：・ 中小企業者であること。
・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
- 現経営者：・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。（※現経営者は法律上「旧代表者」とされています。）
- 後継者：・ 合意時点において会社の代表者であること。
・ 現経営者からの贈与等で株式を取得したことにより会社の議決権の過半数を保有していること。
※推定相続人以外の方も対象となります。（2016年4月1日以降合意したものに限りです。）

(3) 経営承継円滑化法による金融支援

経営承継円滑化法に基づく県知事の認定を条件に、事業承継時に公的な金融支援が受けられます。

①低利融資

会社や、後継者である個人事業主あるいは代表者個人が資金を必要とする場合に、日本政策金融公庫が低利融資制度により支援しています。

②信用保証

経営承継円滑化法に基づく認定を得た会社及び個人事業主が、事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合には、信用保証協会の通常保証枠とは別枠が用意されています。

通常	拡大（別枠）
普通保険（2億円）	+2億円
無担保保険（8,000万円）	+8,000万円
特別小口保険（1,250万円）	+1,250万円

※代表者個人は、信用保証協会の保証の対象となりません。

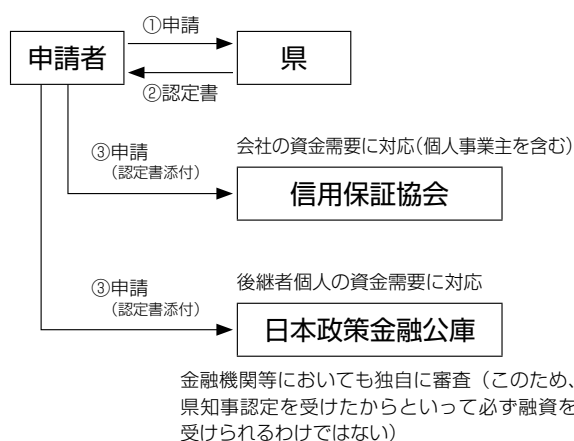
★経営承継円滑化法に基づく認定手続き

経営承継円滑化法に基づく上記の支援策を利用するには、県知事の認定を受ける必要があります。

申請先：富山県商工労働部経営支援課

電話：076-444-3248

金融支援の申請方法（参考）



2. 親族外への事業承継（M&A）の支援策

経営力向上計画（※3）の認定を受けると、M&Aの際に発生する登録免許税・不動産取得税が軽減されます。

登録免許税の税率

	内 容	通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権移 転の登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因によ る移転の登記	2.0%	1.6%

不動産取得税の税率

内 容	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)
土地住宅	3.0%	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

（※3）経営力向上計画とは

中小企業・小規模事業者が経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請し、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられる制度です。

3. 経営者保証に関するガイドライン

～既存の経営者の個人保証の

適切な見直し～

中小企業・経営者・金融機関の自主的なルールとして策定・公表されている「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、事業承継時において、一定の要件を満たす場合には、既存の保証契約の解除や適切な保証金額の見直しが行える可能性があります。後継者の個人保証についても、前経営者の個人保証を当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性や適切な保証金額について改めて検討することとしています。

◆経営者に求められる経営状況

- ① 法人与経営者が明確に区分・分離されていること
 - ② 法人の資産・収益で借入返済が可能であること
 - ③ 適時適切に財務情報が開示されていること(※4)
- (※4) 事業承継時には、特に、経営者の交代により経営方針や事業計画等に変更が生じる場合に誠実かつ丁寧な説明を行うなど、金融機関からの情報開示の要請に対して適時適切に対応する必要。

Ⅲ 承継後のチャレンジ(事業承継後に新たなチャレンジをする方へ)

事業承継を契機として、後継者の方が経営革新や事業転換に取り組む際の設備投資や販路拡大に拡大できる補助金があります。

1. 事業承継補助金

事業承継を契機として、中小企業・小規模事業者が①経営革新等、②事業転換を行う場合、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します。

補助対象：設備投資、販路拡大、既存事業の廃業などに必要な経費

補 助 率：1/2または2/3

補助上限：150万～1,200万円（類型により、補助率や補助上限が異なります。
詳細は中小企業庁ホームページ等
をご確認ください。）

2. 小規模事業者持続化補助金

補助対象：商工会・商工会議所と作成した経

営計画を基に取り組む販路開拓に係る経費

補助率：2/3

補助上限：50万円（賃上げや海外展開を行う場合は100万円、複数の事業者が連携した共同事業の場合は500万円が上限となります。）

（注3） 1、2については平成29年度補正事業の公募は終了しています。補助金に関する情報は随時中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）にて掲載しています。

3. 小規模企業共済

経営者の退職後に備えて、小規模企業共済の活用もご検討ください。

月1,000円から掛金の設定が可能（上限70,000円）で、その全額を課税対象所得から控除できるなど税制面のメリットもあります。詳細は独立行政法人中小企業基盤整備機構のホームページでご確認ください。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

（参考資料）

- ・ 経済産業省中小企業庁冊子・リーフレット
 - 「経営者のための事業承継マニュアル」
 - 「円滑な事業承継のための3ステップ」
 - 「会社を未来につなげる10年先の会社を考えよう」
 - 「平成30年度版 中小企業・個人事業主向け 知って役立つ！使ってトクする！税制改正」
 - 「事業承継を円滑に行うための遺留分に関する民法の特例」
 - 「事業承継における融資・保証制度」
- ・ 経済産業省中小企業庁ホームページ
 - 「平成30年4月1日から事業承継税制が大きく変わります」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeizeisei.htm>
 - 「経営承継円滑化法による支援」
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm
 - 「事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度）について」
http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm
- ・ 平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）ホームページ
<http://shoukeinet.jp/>
- ・ 公益財団法人富山県新世紀産業機構ホームページ「事業承継・事業引継ぎのご相談について」
<http://www.tonio.or.jp/info/hikitsugi/>

特集2 雇用・労働条件等関係助成金のご案内

平成30年度の雇用関係の助成金について、『雇用・労働分野各種助成金と取扱機関ガイド』（富山労働局版 平成30年4月1日現在）より抜粋して、ご紹介します。雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひご活用ください。

I 雇用関係助成金

受給対象となる事業主（事業主団体を含む）

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- 審査に必要な書類を整備・保管する。
- 都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- 都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の実地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、原則申請が可能となった日から2カ月以内とします。

詳しくは厚生労働省HP「事業主の方のための雇用関係助成金」をご参照ください
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

◆雇用関係助成金に関する勧誘にご注意ください。

雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分に御注意ください。

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりとします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

◆人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）

上記の表に加えて、以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業等も「中小企業者」に該当

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業 ※	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

◆障害者雇用安定助成金（中小企業障害者多数雇用施設設置等コース）、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

生産性要件について

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増等を行います。

- (1) 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
- ・その3年前に比べて6%以上伸びていること または、
 - ・その3年前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること（※1）

※1 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること（一部の助成金を除く）

「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て（市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等）を与信取引等のある金融機関に照会し、その回答を参考に、割増支給等の判断を行うものです。

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額（借入の際の設定上限金額）が設定されている場合等も該当します。

（注）人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）は上記の取扱いと異なります。

- (2) 「生産性」は、次の計算式によって計算します。
- $$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値（※2）}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※2 付加価値とは、企業の場合、営業利益＋人件費＋減価償却費＋動産・不動産賃借料＋租税公課、の式で算定されます。企業会計基準を用いることができない事業所については、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

- なお、ここでいう「人件費」は、「従業員給与」のみを算定することとし、役員報酬等は含めません。
- また、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

雇用関係助成金に関する留意事項

雇用関係助成金を受給できない事業主（事業主団体を含む）

- 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主
または、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとするをいいます。例えば、離職理由に虚偽がある場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）も、不正受給に当たります。
- 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
※これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者（事務、清掃、送迎運転、調理など）の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。また、雇い入れ以外の助成金についても、例えば旅館事業者などで、許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合や、接待営業の規模が事業全体の一部である場合は、受給が認められます。なお、「雇用調整助成金」については、性風俗関連営業を除き、原則受給が認められます。
- 事業主又は事業主の役員等が、暴力団と関わりのある場合
- 事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合
- 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

上記のいずれかに該当する場合は、全ての雇用関係助成金に共通して受給できません。また、このほかに各助成金の個別の要件を満たさない場合も受給できません。

◆雇用関係助成金申請に当たってのご注意

- 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められるとともに、事業主名等が原則公表されます。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

雇用関係助成金一覧

※助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★は障害者雇用納付金制度、☆は財源の一部が一般会計の助成金です。
◆は、生産性要件（一部成長性要件）を付与する助成金です。生産性要件を満たす場合の助成額は〈 〉で記載しています。
ただし、人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）において生産性の向上を達成した場合の助成額は〔 〕で記載しています。

A. 雇用維持関係の助成金

(問い合わせ先)
【労働局】 富山労働局またはハローワーク
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部高齢・障害者業務課

1 雇用調整助成金	【労働局】
景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成 （※1）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 （※2）3か月以上1年以内の出向に限る	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3（中小企業以外1/2） 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3（中小企業以外1/2）

富山労働局
助成金センター
6F
又は
最寄りの
ハローワーク

B. 再就職支援関係の助成金

2 労働移動支援助成金	【労働局】
2-I 再就職支援コース	【再就職支援】 委託費用の1/2（中小企業以外1/4） 支給対象者45歳以上 委託費用の2/3（中小企業以外1/3） 特例区分（※）に該当する場合、 委託費用の2/3（中小企業以外1/3） 支給対象者45歳以上 委託費用の4/5（中小企業以外2/5） （1人あたり上限60万円） 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3（上限30万円） グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 【休暇付与支援】 日額8,000円（中小企業以外5,000円）を支給（上限180日分） 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算 【職業訓練実施支援】 教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3（上限30万円） （※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合
2-II 早期雇入れ支援コース◆	【早期雇入れ支援】（1年度1事業所あたり500人上限） 通常助成 1人あたり30万円 優遇助成（※1）1人あたり80万円 （雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に40万円） 優遇助成（賃金上昇区分）（※2）1人あたり100万円 （雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に60万円） 【人材育成支援（※3）】 通常助成 OJT 訓練実施助成 800円/時 Off-JT 賃金助成 900円/時 +訓練経費助成（上限30万円） 優遇助成（※1）OJT 訓練実施助成 900円/時 Off-JT 賃金助成 1,000円/時 +訓練経費助成（上限40万円） 優遇助成（賃金上昇区分）（※2） OJT 訓練実施助成 1,000円/時 Off-JT 賃金助成 1,100円/時 +訓練経費助成（上限50万円） （※1）成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合 （※2）優遇助成の要件を満たす事業所の事業主が、対象者の採用1年後に賃金アップした場合 （※3）早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乗せとして支給
2-III 中途採用拡大コース◆	【中途採用拡大助成】 ①の場合 50万円 ②の場合 60万円 【生産性向上助成（※）】 ①の場合 〈25万円〉 ②の場合 〈30万円〉 （※）中途採用拡大に取り組む際に提出した中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合に支給

富山労働局
助成金センター
6F
又は
最寄りの
ハローワーク

C. 雇入れ関係の助成金

3 特定求職者雇用開発助成金 【労働局】	
3-I 特定就職困難者コース☆	
高齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	【高齢者（60～64歳）、母子家庭の母等】 1人あたり60万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者（※）は40万円（中小企業以外30万円） 【身体・知的障害者（重度以外）】 1人あたり120万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者（※）は80万円（中小企業以外30万円） 【身体・知的障害者（重度または45歳以上）、精神障害者】 1人あたり240万円（中小企業以外100万円） 短時間労働者（※）は80万円（中小企業以外30万円） （※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）
3-II 生涯現役コース	
65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険の高齢被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが確実であると認められること	1人あたり70万円（中小企業以外60万円） 短時間労働者は50万円（中小企業以外40万円）
3-III 被災者雇用開発コース	
東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること	1人あたり60万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者は40万円（中小企業以外30万円）
3-IV 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	
発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	1人あたり120万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者は80万円（中小企業以外30万円）
3-V 三年以内既卒者等採用定着コース	
学校等の既卒者や中退者の応募が可能な新卒求人申込みまたは募集を行い、初めて雇入れ（※）、一定期間定着した場合に助成 （※）雇入れにあたり以下の要件を満たすこと 【既卒者等コース】 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人申込みまたは募集を行い、通常の労働者として雇用したこと 【高校中退者コース】 高校中退者が応募可能な高卒求人申込みまたは募集を行い、通常の労働者として雇用したこと	【既卒者等コース】 70万円（中小企業以外35万円） 【高校中退者コース】 80万円（中小企業以外40万円） ※各コース上限1名、コースエール認定企業は10万円加算
3-VI 障害者初回雇用コース	
障害者雇用の経験のない中小企業（※1）が、雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成する場合（※2）に助成 （※1）障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数45.5～300人の中小企業 （※2）1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること	1企業あたり120万円
3-VII 長期不安定雇用者雇用開発コース	
いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により長期にわたり不安定雇用を繰り返す者（※）を正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して助成 （※）次のいずれにも該当する者 ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上60歳未満の者 ②雇入れの日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している者 ③紹介日時点で失業状態にあり、正規雇用労働者として雇用されることを希望している者	1人あたり60万円（中小企業以外50万円）
3-VIII 生活保護受給者等雇用開発コース	
地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	1人あたり60万円（中小企業以外50万円） 短時間労働者は40万円（中小企業以外30万円）



富山労働局
職業対策課
又は
最寄りの
ハローワーク

4 トライアル雇用助成金		【労働局】	
4ーⅠ 一般トライアルコース			
職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者（※）を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成	1人あたり月額最大40,000円（最長3か月間） 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大50,000円（最長3か月間） 若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合 月額最大50,000円（最長3か月間）	富山労働局 職業対策課 又は 最寄りの ハローワーク	
（※）次の①～⑥のいずれかに該当する者 ①就労経験のない職業に就くことを希望する者 ②学校卒業後3年以内で、安定した職業に就いていない者 ③2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ④離職している期間が1年を超えている者 ⑤妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ⑥就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者			
4ーⅡ 障害者トライアルコース			
就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成	【精神障害者の場合】 ・助成期間：最長6か月 ・助成額：雇入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円 ・助成額：雇入れから4か月以降 → 1人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】 ・助成期間：最長3か月 ・助成額：1人あたり月額最大4万円		富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク
4ーⅢ 障害者短時間トライアルコース			
直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円（最長12か月間）		
4ーⅣ 若年・女性建設労働者トライアルコース			
若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）		
5 地域雇用開発助成金		【労働局】	
5ーⅠ 地域雇用開発コース◆			
同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域等などにおいて、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて48～760万円（60～960万円）を支給（最大3年間（3回）支給） 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ	富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク	
5ーⅡ 沖縄若年者雇用促進コース			
沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れを行った事業主に対して助成	支払った賃金に相当する額の1/3（中小企業以外1/4） 助成対象期間は1年間（定着状況が特に優良な場合は2年間） 定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額 支払った賃金に相当する額の1/2（中小企業以外1/3）		

D. 起業支援関係の助成金

6 生涯現役起業支援助成金		【労働局】
中高年齢者（40歳以上）が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れ（※1）を行う際に要した、雇用創出措置（※2）に対して助成	【雇用創出装置助成】 起業者が60歳以上の場合 助成率 2/3 助成額の上限 200万円 起業者が40歳～59歳の場合 助成率 1/2 助成額の上限 150万円	富山労働局 職業対策課 又は 最寄りの ハローワーク
（※1）60歳以上の者を1名以上、40歳以上60歳未満の者を2名以上、または40歳未満の者を3名以上（40歳以上60歳未満の者を1名雇い入れる場合は40歳未満の者を2名以上） （※2）対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの。	【生産性向上助成（※）】 〈上記により助成された額の25%の額〉 （※）雇用創出措置に係る計画書を提出した年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合に支給	

E. 雇用環境の整備関係等の助成金

7 障害者雇用安定助成金		【労働局】
7-Ⅰ 障害者職場定着支援コース		
障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置（※1～7）を講じる事業主に対して助成 （※1）柔軟な時間管理・休暇取得 労働時間の調整や通院または入院のための特別な有給休暇の付与を継続的に講じる （※2）短時間労働者の勤務時間延長 週の所定労働時間を延長する （※3）正規・無期転換 有期契約労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に、無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する （※4）職場支援員の配置 業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する （※5）職場復帰支援 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる （※6）中高年障害者への雇用継続支援 中高年障害者に対して必要な職場適応の措置を行う （※7）社内理解の促進 障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を雇用する労働者に受講させる	①柔軟な時間管理・休暇取得 1人あたり8万円（中小企業以外6万円） ②短時間労働者の勤務時間延長（週の所定労働時間の延長） 【身体・知的障害者（重度）、精神障害者】 20未満→30以上 1人あたり54万円（中小企業以外40万円） 20未満→20以上30未満 1人あたり27万円（中小企業以外20万円） 20以上30未満→30以上 1人あたり27万円（中小企業以外20万円） 【上記以外の障害者】 20未満→30以上 1人あたり40万円（中小企業以外30万円） 20未満→20以上30未満 1人あたり20万円（中小企業以外15万円） 20以上30未満→30以上 1人あたり20万円（中小企業以外15万円） ③正規・無期転換 【身体・知的障害者（重度）、精神障害者】 有期→正規 1人あたり120万円（中小企業以外90万円） 有期→無期 1人あたり60万円（中小企業以外45万円） 無期→正規 1人あたり60万円（中小企業以外45万円） 【上記以外の障害者】 有期→正規 1人あたり90万円（中小企業以外67.5万円） 有期→無期 1人あたり45万円（中小企業以外33万円） 無期→正規 1人あたり45万円（中小企業以外33万円） ④職場支援員の配置 【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置】 1人あたり月額4万円（中小企業以外月額3万円） 短時間労働者は、月額2万円（中小企業以外月額1.5万円） 【職場支援員を委嘱契約により配置】 委嘱による支援1回あたり1万円 ※助成対象期間は、2年間（精神障害者は3年間）が上限 ※職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限 ⑤職場復帰支援 1人あたり月額6万円（中小企業以外月額4.5万円） ※助成対象期間は、1年間が上限 ⑥中高年障害者への雇用継続支援 1人あたり70万円（中小企業以外50万円） ⑦社内理解の促進 講習に要した費用に応じて助成 5万円以上～10万円未満 1事業所あたり3万円（中小企業以外2万円） 10万円以上～20万円未満 1事業所あたり6万円（中小企業以外4.5万円） 20万円以上 1事業所あたり12万円（中小企業以外9万円）	→
7-Ⅱ 障害者職場適応援助コース		
職場適応援助者（※）による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成 （※）ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者	【職場適応援助者による支援】 ①訪問型職場適応援助者 1日の支援時間が4時間以上（精神障害者は3時間以上）の日16,000円 1日の支援時間が4時間未満（精神障害者は3時間未満）の日 8,000円 ※助成対象期間は、1年8か月（精神障害者は2年8か月）が上限 ②企業在籍型職場適応援助者 〈精神障害者の支援〉 1人あたり月額12万円（中小企業以外月額9万円） 短時間労働者は、月額6万円（中小企業以外月額5万円） 〈精神障害者以外の支援〉 1人あたり月額8万円（中小企業以外月額6万円） 短時間労働者は、月額4万円（中小企業以外月額3万円） ※助成対象期間は、6か月が上限 【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修の受講料の1/2	→
7-Ⅲ 障害や傷病治療と仕事の両立支援コース		
労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立できる制度の導入及び両立支援に関する専門人材の配置並びに両立支援制度の実施を行う事業主に対する助成	【環境整備助成】 企業に在籍型職場適応援助者を配置した場合 30万円 両立支援コーディネーターを配置した場合 20万円 【制度活用助成（※）】 20万円 （※）両立支援コーディネーターを活用し両立支援制度を運用し、就業上の措置を行った場合に支給	→
7-Ⅳ 中小企業障害者多数雇用施設設置等コース		
300人以下の中小企業が、障害者の雇入れ等に係る計画を作成し、当該計画に基づき障害者を新規に5人以上雇用して、その雇入れ後障害者10人以上継続雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に助成	支給対象者数と施設・設備等の設置・整備に要した費用に応じて 総額1,000～3,000万円（3年間）	→

富山労働局
職業対策課
又は
最寄りの
ハローワーク

富山労働局
健康安全課

富山労働局
職業対策課
又は
最寄りの
ハローワーク

8 障害者作業施設設置等助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2/3	→
9 障害者福祉施設設置等助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1/3	→
10 障害者介助等助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委嘱する事業主に対して助成	【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3 【手話通訳、要約筆記等担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4 【障害者相談窓口担当者の配置等】 ・担当者の増配置 担当者1人あたり月額8万円 ・増配置した担当者が合理的配置に係る相談業務以外にも従事 担当者1人あたり月額1万円 ・研修の受講（受講費）：障害者専門機関等に支払った額の2/3（賃金）：担当者1人あたり1時間につき700円 ・障害者専門機関等への委嘱：対象経費の2/3	→
11 重度障害者等通勤対策助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成	支給対象費用の3/4	→
12 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
重度障害者を多数雇用（※）し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 （※）重度障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること	支給対象費用の2/3（特例の場合3/4）	→
13 人材確保等支援助成金		【労働局】
13-I 雇用管理制度助成コース◆		→
雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 57万円（72万円）	→
13-II 介護福祉機器助成コース◆		→
介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【機器導入助成】 支給対象費用の25%（上限150万円） 【目標達成助成】 支給対象費用の20%（35%）（上限150万円）	→
13-III 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース◆		→
賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護・保育事業主に対して助成	【制度整備助成】 50万円 【目標達成助成】 第1回：57万円（72万円） 第2回：85.5万円（108万円）	→
13-IV 中小企業団体助成コース		→
都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上） 上限 1,000万円 中規模認定組合等（同100以上500未満） 上限 800万円 小規模認定組合等（同100未満） 上限 600万円	→
13-V 人事評価改善等助成コース◆		→
生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成	【制度整備助成（※1）】 50万円 （※1）生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備し、賃金アップを実施した場合に支給 【目標達成助成（※2）】 80万円 （※2）人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年経過後に申請し、生産性要件を満たすとともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給	→
13-VI 設備改善等支援コース◆		→
生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）等を図る事業主に対して助成 ※計画期間はA又はBいずれかを選択 A《雇用管理改善計画期間1年》 ①【計画達成助成】計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 ②【上乗せ助成】計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 B《雇用管理改善計画期間3年》 計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成 ①【計画達成助成（1回目）】…計画の開始から1年後 ②【計画達成助成（2回目）】…計画の開始から2年後 ③【目標達成時助成】…計画の開始から3年後	A《雇用管理改善計画期間1年》 ・設備投資費用175万円以上1,000万円未満（※） ①50万円、②80万円 B《雇用管理改善計画期間3年》 ・設備投資費用240万円以上5,000万円未満（※） ①50万円、②50万円、③80万円 ・設備投資費用5,000万円以上1億円未満 ①50万円、②75万円、③100万円 ・設備投資費用1億円以上 ①100万円、②150万円、③200万円 （※）設備投資費用5,000万円未満は、中小企業のみが対象	→

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
富山支部
高齢・障害者業務課

富山労働局
助成金センター
6F
又は
最寄りの
ハローワーク

13-Ⅶ 雇用管理制度助成コース(建設分野)◆		富山労働局 助成金センター 6F 又は 最寄りの ハローワーク	
①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中心建設事業主に対して助成	①の場合 第1回:57万円<72万円> 第2回:85.5万円<108万円> ②の場合 1人あたり年額6.65万円<8.4万円>(最長3年間)		
13-Ⅷ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)◆			
①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成	①の場合 【建設事業主】 (中小建設事業主) 支給対象経費の3/5<3/4> (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象経費の9/20<3/5> ※雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額7,600円<9,600円>加算(最長6日間) 【建設事業主団体】 (中小建設事業主団体) 支給対象経費の2/3 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象経費の1/2 ②の場合 支給対象経費の2/3	富山労働局 助成金センター 5F 又は 最寄りの ハローワーク	
13-Ⅸ 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)◆			
①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成	①の場合 支給対象経費の2/3 ②の場合 支給対象経費の3/5<3/4> ③の場合 支給対象経費の1/2		
14 通年雇用助成金		【労働局】	
北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	【事業所内就業、事業所外就業】支払った賃金の2/3(第1回目) 支払った賃金の1/2(第2～3回目) 【休業】休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目) 【業務転換】支払った賃金の1/3 【訓練】支給対象経費の1/2(季節的業務)、2/3(季節的業務以外) 【新分野進出】支給対象経費の1/10 【季節トライアル雇用】支払った賃金の1/2(減額あり)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高齢・障害者 業務課	
15 65歳超雇用推進助成金			【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
15-Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース			
65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成	措置の内容や定年等の年齢の引き上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて支給 【①65歳への定年の引上げ】 10～150万円 【②66歳以上への定年の引上げ】 15～160万円 【③定年の定め廃止】 20～160万円 【④希望者全員を66歳～69歳の年齢まで継続雇用する制度導入】 5～80万円 【⑤希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度導入】 10～100万円 ※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合、支給額はいずれか高い額	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高齢・障害者 業務課	
15-Ⅱ 高齢者雇用環境整備支援コース◆			
高齢者の雇用環境整備の措置(※)を実施する事業主に対して助成 (※) 次の①～②のいずれかの措置 ①機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の雇用機会の増大 ②高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び健康診断を実施するための制度の導入	支給対象経費の60%<75%>(中小企業以外45%<60%>)と60歳以上の雇用保険被保険者数に28.5万円<36万円>を乗じて得た額を比較して低い方の額(上限1,000万円)		
15-Ⅲ 高齢者無期雇用転換コース◆		(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高齢・障害者 業務課	
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換した事業主に対して助成	1人あたり48万円<60万円>(中小企業以外は38万円<48万円>)		
16 キャリアアップ助成金			【労働局】
16-Ⅰ 正社員化コース			
有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成	①【有期→正規】1人あたり57万円<72万円> (中小企業以外42.75万円<54万円>) ②【有期→無期】1人あたり28.5万円<36万円> (中小企業以外21.375万円<27万円>) ③【無期→正規】1人あたり28.5万円<36万円> (中小企業以外21.375万円<27万円>) ※正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む ※派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用する場合 ①③1人あたり28.5万円<36万円>(中小企業以外も同額)加算 ※支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 若者雇用促進法に基づく認定事業主における対象者が35歳未満の場合 1人あたり①95,000円<12万円>(中小企業以外も同額)加算 ②③47,500円<6万円>(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 ①③1事業所あたり95,000円<12万円>(中小企業以外71,250円<9万円>)加算	富山労働局 助成金センター 5F 又は 最寄りの ハローワーク	

富山労働局
助成金センター
5F
又は
最寄りの
ハローワーク

F. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

17 両立支援等助成金		【労働局】
17-I 出生時両立支援コース◆		
男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して助成	①男性労働者の育児休業 【1人目の育休取得】 57万円〈72万円〉（中小企業以外28.5万円〈36万円〉） 【2人目以降10人目まで】 a 5日以上14日未満 14.25万円〈18万円〉 b 14日以上1か月未満 23.75万円〈30万円〉 c 1か月以上 33.25万円〈42万円〉 （中小企業以外） a 14日以上1か月未満 14.25万円〈18万円〉 b 1か月以上2か月未満 23.75万円〈30万円〉 c 2か月以上 33.25万円〈42万円〉 ※1企業あたり1年度10人まで支給 ②育児目的休暇 28.5万円〈36万円〉（中小企業以外14.25万円〈18万円〉） ※1企業1回まで支給	→
17-II 介護離職防止支援コース◆		
「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき職場環境整備に取り組み、介護に直面する労働者が介護休業を取得した、又は介護のための勤務制限制度を利用した事業主に対して助成	【介護休業の取得・復帰】 57万円〈72万円〉（中小企業以外38万円〈48万円〉） 【介護のための勤務制限制度の利用】 28.5万円〈36万円〉（中小企業以外19万円〈24万円〉） ※それぞれ、1企業あたり無期雇用者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給	→
17-III 育児休業等支援コース◆		
育児復帰支援プランを作成し、プランに基づき、労働者の円滑な育児休業取得、職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に対して助成 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成 育児休業から復帰後の労働者を支援するため、子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成	①育休取得時 28.5万円〈36万円〉 ②職場復帰時 28.5万円〈36万円〉 ※業務代替労働者への職場支援等の取組をした場合19万円〈24万円〉加算 ※1企業あたり無期雇用者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給 ③代替要員確保時 47.5万円〈60万円〉 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円〈12万円〉加算 ※1企業あたり1年度10人まで5年間支給 ④職場復帰後支援 【子の看護休暇制度】 ・制度導入時 28.5万円〈36万円〉 ・制度利用時 取得した休暇時間に1,000円〈1,200円〉を乗じた額 【保育サービス費用補助制度】 ・制度導入時 28.5万円〈36万円〉 ・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額 ※制度導入時の助成は「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」それぞれについて、1企業あたり1回まで支給 ※制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間〈240時間〉、「保育サービス費用補助制度」は20万円〈24万円〉まで支給	→
17-IV 再雇用者評価処遇コース◆		
妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成	【再雇用者1人目】 継続雇用6か月後19万円〈24万円〉 （中小企業以外14.25万円〈18万円〉） 継続雇用1年後19万円〈24万円〉 （中小企業以外14.25万円〈18万円〉） 【再雇用者2～5人目】 継続雇用6か月後14.25万円〈18万円〉 （中小企業以外9.5万円〈12万円〉） 継続雇用1年後 14.25万円〈18万円〉 （中小企業以外9.5万円〈12万円〉）	→
17-V 女性活躍加速化コース◆		
女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した事業主に対して助成。	各コース1企業1回限り 【中小企業】 加速化Aコース ※取組目標達成時 28.5万円〈36万円〉 加速化Nコース ※数値目標達成時 28.5万円〈36万円〉 （女性管理職比率が15%以上の場合の支給額 47.5万円〈60万円〉） 【中小企業以外】 女性管理職比率が産業平均値の1.3倍以上の場合のみ 加速化Nコース ※数値目標達成時 28.5万円〈36万円〉	→
17-VI 事業所内保育施設コース◆		
労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成 ※平成28年4月1日以降、新規申請受付は停止しています。	設置費用の2/3（中小企業以外1/3） 設置費用：上限2,300万円（中小企業以外1,500万円） 運営費用の1～5年目 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり 年額45万円（中小企業以外34万円） 上限1,800万円（中小企業以外1,360万円） 増築または建替え費用の1/2（中小企業以外1/3） 増築：上限1,150万円（中小企業以外750万円） 建替え：上限2,300万円（中小企業以外1,500万円）	→

富山労働局
雇用環境・
均等室

G. キャリアアップ・人材育成関係の助成金等

18 人材開発支援助成金		【労働局】
18-I 特定訓練コース◆		
QJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成	①【賃金助成】1時間あたり760円（中小企業以外380円） ②【訓練経費助成】実費相当額の45%（中小企業以外30%） ※特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60%（中小企業以外45%） ③【OJT実施助成】1時間あたり665円（中小企業以外380円） 【生産性向上助成（※）】 ①の場合 1時間あたり〈200円〉（中小企業以外〈100円〉） ②の場合 実費相当額の〈15%〉（中小企業以外〈15%〉） ③の場合 1時間あたり〈175円〉（中小企業以外〈100円〉） （※）訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合に支給	➡
18-II 一般訓練コース◆		
職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対して助成	【賃金助成】 1時間あたり380円〈480円〉 【訓練経費助成】 実費相当額の30%〈45%〉	➡
18-III 教育訓練休暇付与コース◆		
有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	【定額助成】 30万円〈36万円〉	➡
18-IV 特別育成訓練コース◆		
有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	【Off-JT賃金助成】 1時間あたり760円〈960円〉 （中小企業以外475円〈600円〉） 【Off-JT訓練経費助成】 実費助成（※） （※）訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度 【一般職業訓練、有期実習型訓練】 100時間未満 10万円（中小企業以外7万円） 100時間以上200時間未満 20万円（中小企業以外15万円） 200時間以上 30万円（中小企業以外20万円） 【OJT訓練実施助成】 1時間あたり760円〈960円〉 （中小企業以外665円〈840円〉）	➡
18-V 建設労働者認定訓練コース◆		
①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体（※1）、②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（※2）に対して助成 （※1）広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限る （※2）人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース）の支給を受けた中小建設事業主に限る	①の場合 【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 ②の場合 【賃金助成】 1人あたり日額4,750円〈6,000円〉	➡
18-VI 建設労働者技能実習コース◆		
雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	【経費助成（建設事業主）】 （20人以下の中小建設事業主）支給対象費用の3/4〈9/10〉（※1） （21人以上の中小建設事業主）（※2） 35歳未満 支給対象費用の7/10〈17/20〉 35歳以上 支給対象費用の9/20〈3/5〉 （中小建設事業主以外の建設事業主）支給対象費用の3/5〈3/4〉（※3） （※1）被災三県については10/10 （※2）被災三県については4/5 （※3）女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限り 【経費助成（建設事業主団体）】 （中小建設事業主団体）支給対象費用の4/5（※1） （中小建設事業主団体以外の建設事業主団体）支給対象費用の2/3（※3） 【賃金助成】（最長20日間） （20人以下の中小建設事業主）1人あたり日額7,600円〈9,600円〉 （21人以上の中小建設事業主）1人あたり日額6,650円〈8,400円〉	➡
18-VII 障害者職業能力開発コース◆		
障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成	【施設設置費】 支給対象費用の3/4 【運営費】 支給対象費用の3/4（重度障害者等は4/5）	➡

富山労働局
助成金センター
5F
又は
最寄りの
ハローワーク

富山労働局
助成金センター
6F
又は
最寄りの
ハローワーク

富山労働局
職業対策課
又は
最寄りの
ハローワーク

Ⅱ 労働条件等関係助成金

職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主・申請期間

- 労働条件等関係助成金は主に中小企業事業主を対象としています。
- 各助成金によって申請期間が異なりますのでご注意ください。なお、対象事業主数は国の予算額に制約されるため、申請期間中に受付を締め切る場合があります。

中小企業事業主の範囲

- 中小企業事業主の範囲は、前記の雇用関係助成金と同様です。

留意事項

- お問い合わせ先は各助成金によって異なりますので詳細版パンフレット等でご確認ください。(ハローワークでは申請を受け付けていないのでご注意ください。)
- 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。

労働条件等関係助成金一覧

※助成金の財源は事業主提出の労災保険料です。ただし、「業務改善助成金」は一般会計、「退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」は労災保険料と雇用保険料の折半となっています。◆は、生産性要件を付与する助成金です。

※記載されている内容は概要です。詳細については、1ページの問い合わせ先にお尋ねください。

(問い合わせ先) 【労働局】 富山労働局
その他、各助成金に応じて、働き方改革推進支援センター富山、テレワーク相談センター、(独)労働者健康安全機構、(独)勤労者退職金共済機構が問い合わせ先となります。

A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

1 業務改善助成金◆

【労働局】

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成

- (1) 助成率
設備投資等に要した費用の7/10 (3/4)、常時使用する労働者の数が企業全体で30人以下の事業場にあつては3/4 (4/5) (※くは生産性要件を満たす場合)
- (2) 上限額
【事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合】
引上げ労働者数1~3人の場合は50万円、4~6人の場合は70万円、7人以上の場合は100万円
【事業場内最低賃金を40円以上引き上げた場合】
70万円(人数による区分け無し)

富山労働局
雇用環境・均等室
又は
働き方改革
推進支援
センター富山

※2-Ⅳ 時間外労働等改善助成金(団体推進コース)も「A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金」に含まれます。

B. 労働時間の設定改善を支援するための助成金

2 時間外労働等改善助成金

【労働局】

2-Ⅰ 時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- (2) 上限額
対象となる事業主が平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間以下、年間360時間以下に設定した場合は、上限額150万円など

2-Ⅱ 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- (2) 上限額
インターバル時間数等に応じて、
①9時間以上11時間未満 40万円
②11時間以上 50万円 など

2-Ⅲ 職場意識改善コース

所定労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に取り組むこと等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- (2) 上限額
【年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減に取り組む場合】
①労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加
②労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減
100万円
※年次有給休暇の平均取得日数を12日以上増加させた場合は上限額50万円を加算する。
【特例措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とする場合】
50万円

2-Ⅳ 団体推進コース

3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成

- (1) 助成率
定額
- (2) 上限額
500万円
都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は上限額1,000万円

富山労働局
雇用環境・均等室
又は
働き方改革
推進支援
センター富山

2-V テレワークコース		テレワーク 相談センター
在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対してその経費を助成	(1) 助成率 成果目標をすべて達成した場合 3/4 成果目標を達成しなかった場合 1/2 (2) 上限額 ①事業の対象労働者1人あたりの上限額 成果目標をすべて達成した場合 20万円 成果目標を達成しなかった場合 10万円 ②1企業あたりの上限額 成果目標をすべて達成した場合 150万円 成果目標を達成しなかった場合 100万円	

C. 受動喫煙防止対策を支援するための助成

3 受動喫煙防止対策助成金	【労働局】	富山労働局 健康安全課 又は 雇用環境・ 均等室
受動喫煙防止のため一定の要件を満たす喫煙室、屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修、受動喫煙を防止するための換気装置の設置等（宿泊業、飲食業のみ）を行った中小企業事業主に対して、その経費を助成	設置・改修にかかる経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの1/2（飲食店は2/3）（※） （※）単価面積当たりの助成対象経費の上限額があります。 （60万円/㎡又は40万円/㎡（換気装置の設置など）） （※）工事の実施前に、申請手続きが必要です。	

D. 産業保健活動を支援するための助成金

4 産業保健関係助成金	【(独)労働者健康安全機構】	(独)労働者健康 安全機構 産業保健・ 賃金援護部 産業保健業務 指導課
4-I ストレスチェック助成金	産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した小規模事業場に対して助成 ①ストレスチェックの実施に対する助成 ①ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成 ※詳しくは(独)労働者健康安全機構にご確認ください。	
4-II 職場環境改善計画助成金	ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、 【Aコース】専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した事業場に対して助成 【Bコース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、職場環境改善計画を作成・実施した事業場に対して助成 ※詳しくは(独)労働者健康安全機構にご確認ください。	
4-III 心の健康づくり計画助成金	メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む。）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した事業主に対して助成 ※詳しくは(独)労働者健康安全機構にご確認ください。	
4-IV 小規模事業場産業医活動助成金	産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした小規模事業場に対して助成 ※詳しくは(独)労働者健康安全機構にご確認ください。	

E. 退職金制度の確立等を支援するための助成

5 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成	【(独)勤労者退職金共済機構】	(独)勤労者退 職金共済機構 中小企業退職金 共済事業本部
5-I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成	中小企業退職金共済制度に新たに加入する事業主や、既に同制度に加入している事業主が掛金月額を増額する場合に、その掛金の一部を助成 【新規加入掛金助成】 (1) 対象労働者の掛金月額の1/2（労働者ごとに上限5,000円）を、事業主が中退共済制度に新たに加入してから4か月目より1年間控除 (2) 1週間の所定労働時間が30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額（掛金月額が2,000円・3,000円・4,000円のいずれか）が適用されている場合は、(1)の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額をそれぞれ控除 【掛金月額変更掛金助成】 対象労働者の掛金月額の増額分（増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額）の1/3の額を、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除	
5-II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成	建設業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成	
5-III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成	清酒製造業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成	
5-IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成	林業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成	

トラック、バスに特化した技術と顧客の信頼を大切に成長を

大型トラックおよびバスの修理、再生と特殊車両の製造を手掛けるTトラスト株式会社。大型トラックのフレーム修正や再生からスタートし、時代の流れや顧客のニーズに応じて徐々に業容を広げ、現在は北陸でも数少ない特殊ボデー専門会社として、北信越はもとより首都圏、中京圏からも引き合いがあります。県内自動車整備業界の活性化にも尽力する岡部雅弘社長にこれまでの歩みと将来に向けた取り組みについてお聞きました。

T.トラスト株式会社

代表取締役 岡部 雅弘 氏

事故車減により業容広げる

Q. 昭和28年創業の会社を原点とした、これまでの歩みをお聞かせください。

当社の原点は、昭和28年に富山くろがねとして設立され、昭和41年に名称を改めたワタヤ商事有限会社になります。そこで、創業者である義父が自動車や建設機械の修理、販売を手掛けたのが始まりです。

義父の縁で平成元年にワタヤ自動車株式会社に入社し、トラック事故車の板金修理のフロント業務を任されました。それまでは電子・電気関係に携わっており、まったく未知の世界。三菱ふそう、UD、日野自動車、いすゞ自動車といった当時のディーゼル4社の各工場長と渡り合うため、猛スピードで2級

整備士、続けて保険事故鑑定士の資格を取って、取引先の運送会社社長からも信頼されるようになりました。その縁でVOLVO社のボルボ・トラックの販売を全国に先駆けて手掛けたことがあり、1か月で13台も売ったことがありました。

バブル期こそ法律を無視したトラック運送が横行していましたが、のちに交通取り締まりが強化されると事故が減って仕事が増減します。そこに、メーカーからOEMとして工事支援車製造の依頼があり、引き受けたことが、現在の北陸中京圏での受注につながっています。そのほか、平行して放送中継車や焼き鳥の移動販売車など、細かな要望にも応えながら製造していると、幅広い分野から依頼が来るようになりました。

危機下での取り組み

Q. リーマンショック後の苦境はどのように乗り越えていったのでしょうか？

トラック再生部門がワタヤテクノトラスト株式会社として独立後、社長を任されたのですが、予期せぬ債務超過が発覚しました。リストラや早期退職のほか、役員は30%、社員も5%の給与カットを断行し、ボーナスも払えない時期が続きました。

一方で、不況になると取引先もトラックの延命を図るため、再生の仕事が増えます。着実に需要を取り込もうと無料点検サービスを行ったところ口コミで広がり、近隣からトラックが寄せられ、結果として車検依頼の増加につながりました。

そこから、バスの再生にも乗



本社工場とトラックボデー製造



おかべ・まさひろ

昭和28年11月14日、富山市生まれ。51年、愛知工業大学電子工学科卒業後、音響機器メーカー、弱电設備工事会社などを経て、平成元年、ワタヤ自動車株式会社に入社。平成12年、ワタヤテクノトラスト株式会社専務取締役、21年、代表取締役社長に就任。平成25年、Tトラスト株式会社を設立し、代表取締役社長に就任。27年より富山県自動車車体整備協同組合理事長、現在に至る。



り出しました。トラックよりも構造体の骨が細く腐食に弱いため、ニーズがあるとみて、専用リフトを先行投資で3台導入。県内各バス会社に営業に出向き受注すると、これも近隣県に伝わり、長野県や埼玉県のバス会社などからも依頼がきました。

必死の奮闘が実り、経営状況は2年半後に完全回復しました。厳しい状況下でも留まって一緒に危機を乗り越えてくれた熟練の職人や従業員には感謝しありません。

社内環境の改善進める

Q. Tトラスト設立から5年がたちました。どのような企業を目指していますか。

社名のTには、基盤となるToyama（富山）、Track（トラック）、Technology（技術）と、トラスト（信用）を大切にするという思いが込められています。腐食再生の需要の高まりから平成27年、バスやトラックの再生をメインとする呉羽工場を設立しました。

現在、運送会社向けの商品として大手ボデーメーカーの標準ボデーを顧客の要望に合わせカスタマイズし提供していますが、今後はオーダーメイドだけでなく、自社オリジナルのト

ラック製造を実現したいと思っています。ただ、無理をして設備投資をするとか、過度な売り上げを追うとかではなく、今の体力に見合った投資で付加価値を追求し、自然に売り上げが伸びていくのがベストと考えています。

それよりも社内的な体質改善を優先的に進めていきたい、福利厚生を充実させるなど働きやすい環境づくりを目指しています。

街頭見積もりから活路を

Q. 富山県自動車車体整備協同組合の理事長として、どのような取り組みに注力されていますか？

自動車整備業界は縮小傾向にあります。当社は元々事故車のケアを生業としていますが、追突防止や自動運転機能の搭載が進めば事故はますます少なくなりますし、加えてエンジンから壊れにくいモーターへの転換により、修理需要も減ってきます。ディーラーも下請けに出さず内製化するようになっていきます。組合員数はピークの350から120まで減少しました。

そのような状況で、組合と組合員の知名度アップを図ろうと、女性や高齢者をターゲットにした取り組みをスタートしています。平成29年に立ち上げた

活性化委員会が中心となり、スーパーや大型商業施設で無料街頭見積もり会を実施したところ、キズの修理や点検などの相談が結構ありました。続けて開催することで組合に親しみを持ってもらい、修理だけでなくコーティングやヘッドランプをきれいにするといった、リニューアル技術もアピールしていきたいと考えています。

組合員による地域密着型営業も強化しています。組合各社が自社のチラシを配ることにより、近隣への宣伝を行っています。無料見積もりなどを通じて、気軽に立ち寄ってもらう存在になればいいと思っています。

ゴルフや庭づくり楽しむ

Q. お忙しい中どのようにリフレッシュをはかっておられますか。

以前はロードバイクが趣味で毎朝5時から1時間ほど環水公園や城址公園などを回り、それから出社したこともありました。今は数年前から本格的に始めたゴルフが中心です。コンペのない休日の午前中は、家の周りの掃除を兼ねて、花壇の花の手入れ、植え替えなどを楽しんでいきます。最初は花が好きな妻の影響でしたが、今では自ら植える花を買いに行ったりします。

高岡銅器協同組合さんよりこんにちは

慶長14年（1609年）、加賀藩主の前田利長公が、産業振興を目的に近郷から7人の鋳物師たちを招聘し、高岡市金屋町に鋳物工場を開かせたことから始まる「高岡銅器」は400年以上の歴史があります。国の「伝統的工芸品」に指定され、国内の銅器生産量9割のシェアを誇り、高度で多彩な鋳物技術は全国的にも有名です。近年では、現代の生活様式に合ったスタイリッシュな商品開発が進められ、銅、鉄、アルミ、亜鉛、錫の特性を活かした商品・製品開発に取り組んでいます。今回は、伝統を継承しつつ、時代の変化に応じて新たな事業を展開する高岡銅器協同組合を紹介します。

◆組合のあゆみ

銅器、金物類の卸売業者97社で、昭和30年に「高岡銅器卸業協同組合」の名称で高岡銅器業界初の団体として設立。昭和59年に現名称に変更し、共同販売・販売促進事業を中心に、高岡駅・新高岡駅の風鈴設置事業・市内のブロンズ像清掃作業のほか、高岡銅器の市場開拓や広報活動を実施してきました。



新高岡駅に設置された高岡銅器の風鈴

「高岡銅器」は昭和50年に国の「伝統的工芸品」の指定を受け、さらに昭和54年には特定産業の産地指定を受けています。

◆高岡銅器の新たな道

バブル崩壊以降、現代生活様式への変化、長引く不況、顧客ニーズの多様化等の様々な要因により市場規模が縮小し、さらには問屋を通さずに物流を行う業者が増えてきました。

問屋としての在り方を見直すべき時期にきたと組合として方向性を検討。知名度向上を目指し「高岡銅器」のブランディングを図るため、中小企業庁の「JAPANブランド育成事業」を活用し、平成22年、組合員有志13社で「KANAYA」ブランドを立ち上げました。組合事業でありながら、資金は各々が負担し、「伝統×お洒落」が溶け込んだ商品・製品が次々と生まれました。ブランド立上げが契機となり組合員の意識が変わり始めました。現在は株式会社KANAYAとして独立し、当組合の一員となっています。

◆組合員の販路拡大に向けて

平成27年3月の北陸新幹線の開業を機に組合として「組合員の販路開拓支援」に重点を置く取組みを実施していきます。

過去に実施していた首都圏での展示即売会を復活させたい―理事長をはじめ役員らの思いが膨らむ中で、富山県が東京でアンテナショップ開設を検討している情報が入りました。これを逃すことはできないと県担当課に足繁く通い折衝し、ついに平成28年11月中の1週間、「日本橋とやま

館」で展示即売会「楽縁市」の初開催が実現しました。



楽縁市（日本橋とやま館）の様子

組合員14社が「縁起物」をテーマに150点出品。展示方法にこだわり、屋内外にはバナー（垂れ幕）をかけ、パンフレットを配布し、高岡銅器のPRを積極的に行いました。長年培われた高い技術による本物の良さを来場者に理解してもらうことができ、展示即売会は非常に好評を博しました。

2年目となる平成29年度は県から2週間の会期で依頼があり、工夫を凝らし、県内菓子製造業者とコラボ。製品を菓子皿として来場者に提供するイベントを実施し、売上が大幅に上がりました。3年目となる平成30年度は3週間の会期の予定です。

◆今後の展開

業界の積極的な活動・PRが功を奏したのか、平成29年5月には志摩市からの依頼で、G7サミット開催1周年記念に「波際の架け橋」というモニュメントを製作しました。

また、平成30年11月に富山で開催予定のねりんピック富山2018で使用されるメダルを製作することが決まっています。



波際の架け橋

継承委員会（風鈴設置・ブロンズ清掃等）、販路開拓委員会（楽縁市の開催等）、広報委員会（業界PR等）の3つの委員会を設置し全組合員が各事業に従事する仕組みにしています。

For組合員―組合員のために事業を実施することを常に心がけ、全員が一丸となって業界の活性化に取り組んでいきます。

◆組合概要

組合名称	高岡銅器協同組合
設立	昭和30年4月8日
所在地	富山県高岡市開発本町1-1
理事長	四津川 元将
組合員数	56名
TEL	0766-23-8210
FAX	0766-26-0875

平成30年度通常総会を開催 松下新会長就任

富山県中小企業青年中央会

去る平成30年5月14日（月）に富山地鉄ホテルにおいて、平成30年度通常総会が開催されました。

室会長の挨拶の後に、室会長が議長となり、下記の6つの議案について議事の進行が行われました。

第1号議案 平成29年度事業報告、収支決算書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件

第2号議案 規約の一部変更の件

第3号議案 役員改選の件

第4号議案 平成30年度事業計画（案）、収支予算（案）決定の件

第5号議案 平成30年度会費の賦課及び徴収方法決定の件

第6号議案 その他の件（削除）

全議案原案通り可決承認され、役員改選では、松下光信副会長（富山県管工事業協同組合連合会青年部監事（㈱松下工業専務取締役））が会長に選任されました。新役員は下記の通りです。

会 長	松下 光信（富山県管工事業協同組合連合会青年部）
副 会 長	赤尾 繁樹（富山県電気工事工業組合青年部）
副 会 長	石黒 公一（富山県管工事業協同組合連合会青年部）
副 会 長	大浦 祐二（富山土石協業組合若石会）
副 会 長	澤田 大樹（富山県精密機械工業協同組合若葉会）
副 会 長	須垣 貴雄（富山県青年印刷人協議会）
副 会 長	松木真一朗（富山県鋳物工業協同組合鋳青会）
副 会 長	室谷 和典（協同組合高岡食品業務団地青年部）
直前会長	室 則次（富山土石協業組合若石会）
監 事	佐々木大二（協同組合富山問屋センター青年部会）
監 事	澤井 宏毅（富山県電気工事工業組合青年部）
相 談 役	藤井 裕久（富山土石協業組合若石会）
顧 問	宮岸 哲也（協同組合富山問屋センター青年部会）

総会終了後の交流会では、富山県、友好青年団体より来賓をお招きし、交流を深めました。

2年会長を務めていただいた室直前会長へ松下会長から感謝状と花束の贈呈がありました。



松下新会長就任の挨拶



松下会長(左)から室直前会長(右)への感謝状と花束贈呈

全国中小企業青年中央会 平成30年度通常総会に出席

富山県中小企業青年中央会

去る平成30年6月22日（金）に徳島県のホテルクレメント徳島で開催されました全国中小企業青年中央会平成30年度通常総会に本会松下会長と事務局の2名で出席しました。

石川会長（沖縄UBA）より開会の挨拶があった後に、下記の4つの議案について議事の進行が行われました。

第1号議案 平成29年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金
処分案について

第2号議案 平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第3号議案 平成30年度会費の額及びその徴収方法（案）について

第4号議案 役員改選について

全議案原案通り可決承認され、役員改選では、本会松下会長が理事に選任されました。また、総会後の理事会において、役員の役付け、担当委員会の発表が行われ田中大裕（埼玉UBA 写真1列目右から4人目）が会長に選任されました。また、本会松下会長（2列目右から2人目）は、組織強化推進委員会に所属し関係機関や省庁等との懇談、被災地支援等を担当することとなりました。本会から約10年ぶりの全国中小企業青年中央会の役員の輩出となり、全国規模での情報共有が今まで以上に活発にできることとなり、そこで得られた情報を本県に落とし込んでいきたいと抱負を述べていました。

総会後のUBAサミットにおいては、各委員会より事業報告と、今後の事業計画について話がありました。交流懇親会では他県から来られた出席者の方々と、交流を深めました。



組合女性部懇談会を開催しました

富山県中小企業レディース連絡会

6月28日（木）、とやま自遊館（富山市）において、組合女性部懇談会を開催しました。

懇談会は、組合女性部の活性化を目指し情報交換と交流促進を図るため、開催しているもので、富山県中小企業レディース連絡会の昨年度事業の報告を行ったほか、平成30年度において実施する予定の視察研修やセミナーの内容について協議しました。

また、各組合女性部活動について意見交換が行われ、温泉街の関東圏でのPRや地元観光資源の研修会への参加、セミナー開催等の事業活動報告の他、女性部活動を通じて横のつながりが強化されている利点はあるものの、組合女性部役員の後任者がいない等といった課題が挙げられました。

業界PRソングを制作しました

富山県電機商業組合青年部

富山県電機商業組合青年部では、「まちのでんきや」のブランド化を推進するため、PRソング「スマイリーライト」を制作しました。客の困りごとを解決する「電気のプロ」としての思いを込めた歌で「まちのでんきや」の役割をアピールします。

青年部員でありシンガーソングライター河合 良氏が作詞・作曲を手掛けました。河合氏が自身のライブで歌う他、CDの発売や加盟社のCMでの活用も予定しています。

当青年部は平成28年に24社で青年部を立上げ、各種活動を実施。組合や青年部の活動を伝えるホームページ（<http://machinodenkiya.toyama.jp/index.html>）を開設し、組合で実施している地域の高齢者向けのサポートサービスを行う「親孝行応援プロジェクト」等を紹介しています。



レコーディングの様子



制作に携わったチーム「まちのでんきや」の皆さん

ほっと一息

「安全・安心」と「信頼」を提供する 防災ラベル・防火壁装ラベル

カーテン、じゅうたん等のインテリア製品に貼付されている防災ラベルを皆さん、ご存知ですか。「この製品は燃えにくい」ことを表しています。学校や病院等でこっそりカーテンの裏を見て下さい。赤い字で「防災」と書かれたラベルが縫い付けられてあると思います。

昭和44年より不特定多数の人が出入りする施設や建築物では、消防法に定められた防災性能基準の条件を満たした「防災物品」を使用することが義務付けられています。「防災」は燃えないわけではなく、燃えにくいのです。防災物品は火災被害抑制の効果が期待できます。床は隅に四角い「防災」のラベル（上写真右側）を貼ります。防災ラベルにはE-⑩と印字しており、数字は各都道府県で異なります。「⑩」は富山県の番号で県内の事業者が施工した証です。

このほかに、「防火壁装ラベル」があります。これは建築基準法及び建築基準法施行令の「内装制限」に基づき、認定条件通りの防火仕上げに施工した壁や天井等の防火性能を表示するために貼ります。防火壁装ラベルには施工事業者名が記載されています。

県内では、富山県インテリア事業協同組合でのみ防災ラベル、防火壁装ラベルを発行しており、組合員が使用しています。防災ラベルは「登録表示者」として消防庁長官に登録を受けた事業者だけが使用・貼付することができ、「防火壁装ラベル」は「防火壁装管理者」の資格を持つ方だけが使用・貼付することができます。「防火壁装管理者」の資格は、3年に1度の更新が必須です。

ご自宅やお出かけ先の施設などを確認してみてください。インテリア製品は見た目では性能は分かりませんが、このようなラベルの貼付により登録事業者・有資格者が責任を持って防災・防火仕様に仕上げた証明として、安全・安心な暮らしや信頼を皆さんに提供しています。

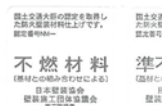
（情報提供 富山県インテリア事業協同組合）



防災ラベル(製品用)
カーテンなど



防災ラベル(施工用)
床



不燃材料
(燃焼しない材料を指す)
富山県建築士会
認定事業者



準不燃材料
(燃焼しない材料を指す)
富山県建築士会
認定事業者



難燃材料
(燃焼しない材料を指す)
富山県建築士会
認定事業者

防火壁装ラベル



日本遺産 記念プロジェクトを開催しました

井波彫刻協同組合

井波彫刻協同組合は、「木彫刻のまち井波」が日本遺産に認定されたことを受け、鳴子のプロジェクトを実施しました。

7月8日によさこいチームを対象に、演舞で使用する楽器「鳴子」に彫刻を施す体験会を開催し、7月29日南砺市井波で行われた太子伝観光祭にて、制作した鳴子と井波彫刻師が手掛けた鳴子を両手に持ち、よさこいを披露していただきました。

また、地元すし店とコラボして、井波彫刻師が作成した木枠を使って押しずしを作り、当日に来場者に提供しました。

近年、井波を訪れる外国人観光客が増えており、井波彫刻師による鳴子は外国人が好むデザインにし、日本の伝統技術をアピールすることができました。



井波彫刻鳴子



鳴子寿司

地域商品券で買い物するとポイント2倍サービスを実施しています

協同組合入善町キラキラカード会

協同組合入善町キラキラカード会では、入善町商工会で割引特典が付いた「入善ジャンボール商品券」セットを販売することから、平成30年7月1日～平成31年3月31日まで、当商品券で買い物した場合のポイントが2倍にするサービスを始めています。

「入善ジャンボール商品券」は地元商店での消費拡大と地域経済の活性化を目的としており、6月24日～30日の期間に子育て世帯を対象に千円分の商品券11枚セットを10枚分の価格（1万円）で先行販売を行い、一般販売は7月7日～9日の期間に販売しました。組合員は飲食や衣類販売などを中心に38店で、賑わい創出につなげるため、ポイント2倍サービスは今年度末まで実施します。

お得なお知らせ

商品券のご利用でポイントが**2倍!!**

「入善ジャンボール商品券」
「プレミアム商品券」
をご利用された場合、
商品券の支払分については
ポイントが2倍
となりますので、
ぜひ商品券をご利用下さい。
(1枚当りポイント1,000円、他の特典キャンペーンとの併用は不可)

平成30年7月1日～平成31年3月31日

運転免許証を返納された方

キラキラカード会加盟店で
お買い物の際
運転経歴証明書
提示されると、いつでも
ポイント2倍になります。
(1枚当りポイント1,000円、他の特典キャンペーンとの併用は不可)

健康ポイントカードのお知らせ

健診や健康づくり
イベントで、ポイントを集め
健康と満点カードをゲット！

健康ポイント引換券をお持ちの方は
キラキラカード会加盟店で
満点カードと引き換えて下さい。

イベントスケジュール

—— 毎月20日・21日はポイント5倍 ——

10月(予定) …… ★秋のお楽しみ日帰り旅行
12月2日(日) …… ★クリスマス抽選会

平成 30 年度通常総会を開催

本会では、去る 5 月 31 日(木)に富山商工会議所ビル10階大ホールにおいて、第63回平成30年度通常総会を開催しました。総会には、山崎富山県副知事、高野富山県議会議長をはじめとした来賓のほか会員約120名が出席し、平成29年度事業報告、平成30年度事業計画、役員選挙など6議案について審議を行いました。任期満了に伴う役員改選により高田順一会長が2期目の再選をしました。

役 職 名	氏 名	所 属・役 職 名
理事・相談役	黒 田 輝 夫	(協)中央通商栄会理事長
会 長	高 田 順 一	富山国際交流促進事業(協)理事
副 会 長	朝 日 重 剛	富山県印刷(工)会長・理事
〃	増 岡 一 郎	富山県中小企業融合化推進協議会会長
〃	廣 瀬 宏 一	三協アルミ(協)専務理事
〃	津 根 良 孝	富山県精密機械工業(協)理事長
〃	杉 本 繁 機	富山県電気工事(工)理事長
専 務 理 事	伊 豆 一 美	富山県中小企業団体中央会専務理事
常 任 理 事	中 井 敏 郎	(一社)富山県薬業連合会会長
〃	永 田 義 邦	(協)高岡問屋センター理事長
〃	上 田 峻 峻	富山県農業機械商業(協)理事長
〃	平 野 平 幸	富山市第三機械工業センター(協)理事長
〃	齊 藤 靖 弘	富山県豆富(商工)理事長
〃	西 村 亮 彦	富山県木材(協連)会長
〃	村 家 博	富山県青果物商業(協連)会長
〃	長 沼 克 博	(協)富山問屋センター理事長
〃	古 木 準 一	富山県陸運事業(協連)会長
〃	江 下 修	富山県中小企業団体中央会事務局長
理 事	四十物 直 之	(一社)富山県食品産業協会会長
〃	荒 井 弘	富山県電機(商)理事長
〃	荒 木 博	富山県醤油味噌工業(協)理事長
〃	今 井 兼 二	富山県ニット(工)理事長
〃	岡 部 雅 弘	富山県自動車車体整備(協)理事長
〃	梶 原 壽 治	伝統工芸高岡銅器振興(協)理事長
〃	金 山 明	黒部機械工業センター(協)理事長
〃	川 尻 優 一	富山県水産物商業(協連)会長
〃	北 川 陽 一	富山県商店街振興組合連合会会長
〃	坂 井 彦 就	庄川峡観光(協)理事長
〃	酒 井 正 人	富山県生コンクリート(工)理事長
〃	島 津 弘 明	富山企業団地(協)副理事長
〃	谷 口 直 雄	宮野工業団地(協)理事長
〃	谷 口 直 樹	魚津機電工業(協)理事長
〃	中 川 宗 佳	魚津企業団地(協)理事長
〃	藤 井 均	富山県建築設計監理(協)理事長
〃	藤 川 幸 造	富山県管工事業(協連)会長
〃	松 下 光 信	富山県中小企業青年中央会会長
〃	松 田 治 男	富山県中古自動車販売(商工)理事長
〃	道 原 英 克	富山県共同店舗運営協議会会長
〃	吉 岡 八 義	富山県板金(工)理事長
〃	吉 田 榮 一	(協)富山のれん会理事長
〃	渡 邊 史 雄	婦中鉄工業団地(協)理事長
監 事	石 川 勝 康	富山県製麺(協)理事長
〃	木 谷 松 雄	富山県自転車軽自動車商業(協)理事長
〃	田 中 均	婦中企業団地(協)理事長
〃	藤 崎 秀 平	井波彫刻(協)理事長

平成29年度補正 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 第1次公募分178件／180事業者を採択しました

本会では、去る6月29日、平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」1次公募の採択結果を発表しました。

本事業は、中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援するもので、全国の都道府県中小企業団体中央会が地域事務局として業務を行っております。

1次公募については、2月28日から4月27日（電子申請5月1日）まで公募を行い、厳正に審査を行った結果、下記の178件（180事業者）を採択いたしました。

【1次公募採択企業一覧】（受付番号順）

- | | | | |
|-----------------|---------------------|-------------------|----------------------|
| • (有)荒田精密工業 | • アイラ断熱工業(株) | • (株)カレアコーポレーション | • (株)F-de |
| • ベイントガレージグリーム | • (株)安田創作 | • (株)オオサワ | • ケーズメタル(株) |
| • (有)大橋製作所 | • 川田ニット(株) | • (株)トヨックス | • (株)でんそく |
| • カフェくらうん | • (株)プラクティブ | • 尾久木材工業(有) | • (株)ネオテック |
| • (有)松本製作所 | • (有)放生若狭屋 | • 富美菊酒造(株) | • (有)ミヤタニ |
| • コンチネンタル(株) | • (株)エスケーテック | • 住吉工業(株) | • 大栄建材(株) |
| • (有)白井金型 | • (株)富山ねるものコーポレーション | • (株)田定工作所 | • 高岡紙器印刷(株) |
| • (有)大崎丸善 | • センダン電子(株) | • (有)サミット | • 永森木材 |
| • (株)高岡製作所 | • ヒラオ製本(株) | • 水持産業(株) | • 吉沢工業(株) |
| • (株)ウエキ技研 | • (株)ヨネダ | • (株)クワシマ | • (株)新川コミュニティ放送 |
| • (株)インターテック富山 | • (有)今井金型製作所 | • 第一編物(株) | • (株)野中精機製作所 |
| • 富山カラーリング(株) | • (株)シルバー印刷 | • 牧印刷(株) | • 木村産業(株) |
| • (株)一期 | • (株)福光工業 | • (株)リバン・イシカワ | • (株)三幸 |
| • (株)寺島研磨工業 | • (株)伸成鉄工所 | • (有)小野沢家具店 | • BS歯科富山インプラントオフィス |
| • (有)カク | • (株)村井工業 | • 田村食品(株) | • 東洋ゼンマイ(株) |
| • 伊勢領製作所(株) | • (株)フジエー | • (有)天野餅店 | • (株)河島建具 |
| • (株)川村水産 | • (株)センチア | • やまざき歯科医院 | • サンフーズ(株) |
| • 富山県金型協同組合 | • (株)ジャパンビジュアルサポート | • (有)藤井製作所 | • 扇原清月堂 |
| • 北一(株) | • (株)タイワ精機 | • サクラパックス(株) | • (有)ワークスサトウ |
| • (株)タアフ | • (株)ワイエス・ワン | • (株)村山製作所 | • ファインネクス(株) |
| • (有)ガレージアシスト | • アースコンサル(株) | • 戸出化成(株) | • キユウデンタルスタジオ |
| • (株)北二 | • (株)村尾地研 | • (株)碓井製作所 | • (有)白山木工製作所 |
| • (株)明石工業 | • 柳田製作所(株) | • (株)松倉 | • 合同会社イタリア食堂ユニコネルモンド |
| • (株)尾山鋸製作所 | • (株)テクノウッド寺田 | • (株)黒崎鮮魚 | • 尾山製材(株) |
| • (株)小泉製作所 | • (株)K O K I | • イシメン | • 北酸(株) |
| • 吉原建設(株) | • (有)高橋製作所 | • 畑屋店 | • (株)江川製作所 |
| • (株)中川製作所 | • 北真工業(株) | • (有)アールメディカルサービス | • (株)熊野製作所 |
| • (有)林自動車 | • (株)黒田精型 | • 寺勇商事(株) | • (株)トナミ産業 |
| • 山口物流(株) | • (株)佐藤アンブル製作所 | • ファインテック(株) | • (株)中村機械 |
| • (株)鳥居セメント工業 | • (株)協和製作所 | • (有)魚津鋳金 | • (有)ラド |
| • ワイズイノベーション(株) | • (株)堂田精工 | • (株)速星精工 | • (株)橋本テクニカル工業 |
| • (有)庄右衛門 | • (有)青木工業所 | • (株)栗山組 | • 本江工作所 |
| • いおざき印刷(株) | • 本田精密工業(株) | • 第一共同印刷(株) | • (株)小谷製作所 |
| • (株)マキノ商会 | • (株)ヤハタセイコー | • (有)山本建材 | • 林盛堂本店 |
| • 長澤鉄筋工業 | • 杉政貿易(株) | • (有)八尾テクノ | • (株)アイリツ |
| • 中村塗装 | • いなほ化工(株) | • (有)ナカガワ | • 幹事企業：ジェスシステムズ(株) |
| • (株)カワベ | • (株)野澤木工 | • 太平(株) | • 連携体1：泉洋化工(株) |
| • (株)島田商店 | • (株)虎谷鉄工 | • 沼田豊内装(株) | • 連携体2：usuiworks(株) |
| • 平田印刷(株) | • ユースキン製菓(株) | • 福田食品工業(株) | • (有)友恵製作所 |
| • 岸田木材(株) | • なかがわ歯科クリニック | • 山崎工務店 | |
| • 林酒造場 | • (株)北陸エンジニアプラスチック | • 西浦精機(株) | |
| • (有)ダイワ精工 | • (有)アンティアンティ | • 若鶴酒造(株) | |
| • (株)エムダイヤ | • (有)作田キャスト | • (株)高山鉄工所 | |
| • (株)ヤマシタ | • (有)石本塗装 | • 明太化成(株) | |
| • 中谷工機(株) | • 日伸精機(株) | • (株)フェイス | |
| • (株)ダイナ | • 日伸精螺(株) | • (有)木内自動車 | |
| • 嵯峨商事(株) | • (株)サンテック | • (株)浅野 | |

田畑政務官より働き方改革関連法の周知協力要請がありました

7月27日(金) 田畑裕明厚生労働政務官が本会を訪れ、高田順一会長、江下常任理事と懇談し、6月29日の国会で成立した働き方改革関連法を会員及び会員企業に周知するよう協力を求めました。

田畑政務官は、時間外労働の罰則付き上限規制や正社員と非正規社員の不合理な待遇差を解消するため「同一労働同一賃金」の導入など働き方改革関連法の柱を説明され、「労働者にとって働きやすい環境を整えることは、企業の採用活動にプラスに働きます」と述べられました。

高田会長は「中小企業・小規模企業の多くは、「働き方改革」について、どのように取り組み、実行していけばいいのかわからない部分があるのが現実です。働き方改革支援センターの活用などにより、周知、相談、計画策定などにきめ細やかな対応をお願いしたい」と要望しました。



働き方改革関連法について説明される田畑政務官（右奥）

外国人技能実習制度適正化講習会（第1回）を開催

7月3日(火)、とやま自遊館（富山市）において、外国人技能実習制度適正化事業講習会を開催しました。本会では、平成27年度より外国人技能実習生の受入れ事業を行う組合（監理団体）に対する外国人技能実習生制度適正化事業を実施しており、今回の講習会は当事業の一環で開催したものです。監理団体の役職員ら65名が受講しました。

講習会では、富山県商工労働部商業まちづくり課、労働政策課より、日本語習得のための日本語研修を支援する「日本語習得サポート事業費補助金」、技能向上に向けた研修を支援する「外国人技能実習生向け技能講習」等、外国人技能実習制度に対する県の助成施策等について説明がありました。続いて、外国人技能実習機構名古屋事務所富山支所 指導課長補佐 成田氏より技能実習法に基づく監理団体の監理体制について説明があり、4月からスタートした監理団体及び実習実施者に対する実地検査の状況についてお話をいただきました。



講習会の様子

事務局ペンリレー

南砺市福光地域に大小12の商店会をまとめているのが協同組合福光商業会です。この地域は富山干柿やバット生産も有名ですが、板画家「棟方志功」が戦時中疎開し6年8ヶ月を過ごし、街の人々とふれあいを持ちながらも、日ごろの買物の御代の代わりに絵を描き渡すこともあり、その昔、商店街には棟方の作品で溢れかえっていました。現在の街の中でも棟方の作品に触れることが出来る場所がたくさんあります。今年の9月22日、23日には「棟方志功サミット」がこの南砺市で開催され、当組合もイベント協力に向けて準備をしています。



協同組合福光商業会
職員 米澤 しのぶ

事務局の仕事をしてから、8年目になりますが、主な仕事は加盟店で使えるクレジットカード及びお買物カードのポイントシステムの運営、売上管理や顧客管理、商品券、クレジットギフト券販売、売り出しセールなどのイベント企画。店主が高齢化し、後継者不足の問題も多々あり、閉店も進む中でも、個性ある店舗でいろいろなイベントを催し、がんばっている県内でも大きな商店街です。

休みの日には、「世界演劇祭」「手打ちそば」「天空トレイルラン」「瞑想の郷」「そば祭り」などで有名な利賀村でそば打ち指導やイベント協力をしています。

また、和裁の国家資格を持つ由縁で依頼された着物を縫ったり、趣味の手作りバッグの製作やクラフト作りの講師やネパール料理を教えたりすることもあります。(SNSでも発信しています。)

職場でも地元でも必要とされているところへ喜んで参加させてもらっています。

組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

滞納処分による持分の差押えについて

Q

国税徴収法（昭和34年法律第147号）によれば、税務署長は企業組合等の組合員の国税滞納に対してその持分を差し押さえ、その持分を再度換価に付しても、なお買受人がいなしき等の場合は組合等に対して、その持分の一部の払戻しを請求することができる（同法第74条第1項）とある。しかし、同項には、事業協同組合については特に規定していないが、事業協同組合にも同項の規定が及ぶものか。

また、仮に上記の請求が正当であるとした場合に、当該組合の持分払戻方法が出資限度のときは、差押え請求であっても、出資限度として払戻請求に応じればよいのか。

A

国税徴収法第74条第1項は、企業組合に限らず中協法に基づく他の協同組合にも適用されると解する。本項は、その適用者について「・・・中小企業等協同組合法に基づく企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続きを要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの・・・」と規定しているが、そのなかで「その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に脱退することができるもの」の中に、企業組合以外の協同組合も当然含まれると解する。

また、払戻請求の限度については、定款に出資額を限度として持分を払い戻す旨の規定があれば、本項による持分の払戻請求についても、出資額を限度として払戻請求に応じればよいと解する。なぜならば、当該組合員が組合において現に有する権利以上のものを本項によって請求することはできないからである。

企業のための「人権啓発講演会」 参加者募集中！

(中部経済産業局からの受託事業)

県内では、事業協同組合が監理団体となって受け入れる外国人技能実習生を中心に、企業における外国人材がますます増加しており、外国の文化や生活習慣の違い等を理解し、外国人材の人権に配慮しながら共生を図る取組みを推進する必要性が大きくなっています。

このため、企業における多文化共生について豊富な知識と経験を持った専門家をお迎えし、企業や事業協同組合の外国人技能実習担当者等を対象とした講演会を開催します。

テーマ 外国人材の人権 ～企業における多文化共生について～

開催日時 平成30年10月10日（水）13:30～15:00

開催場所 富山県民会館701号室（富山市新総曲輪4-18）

講師 大阪企業人権協議会 講師 上田修三 先生



【講師略歴】

- 1979年 日本航空(株)入社
労務、人材育成等を担当
- 2011年 京阪電気鉄道(株)入社
グループ企業のブランディング、人材育成等を担当
- 2014年 同志社大学キャリアコンサルタント就任
外国人留学生の進路指導を担当
- 2018年 現職
〔関西経済連合会「元留学生社会人交流会」に参画する
ほか、近畿経済産業局国際事業課研究委員等を歴任〕

講演内容

- 文化や習慣の相違など、外国人材に配慮した職場運営の留意点
- 外国人材と日本人従業員との相互理解の推進
- 企業が多文化共生を推進するために取り組むべき課題 など

- 申込方法**
- 県ホームページの申込書を記入し、ファクシミリ又は郵送
 - 県ホームページのお問い合わせフォームから送信
 - 次の「問い合わせ先」へ電話

※詳しくは、[富山県人権啓発講演会](#) [検索](#)

◆お問い合わせ先 富山県商工労働部商業まちづくり課企画振興係
TEL 076-444-3251 FAX 076-444-4403

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相 談 窓 口 の ご 案 内

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

富山県内の
労働基準監督署
労働時間相談・支援コーナー

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

▶検索ワード：労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

○富山労働基準監督署 TEL 076-432-9141 ○高岡労働基準監督署 TEL 0766-23-6446
○魚津労働基準監督署 TEL 0765-22-0579 ○砺波労働基準監督署 TEL 0763-32-3323



富山労働局

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。

▶検索ワード：都道府県労働局

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

○【パートタイム労働者・有期雇用労働者関係】雇用環境・均等室 TEL 076-431-2740
○【派遣労働者関係】職業安定部需給調整事業室 TEL 076-432-2718



■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

働き方改革
推進支援センター富山

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：働き方改革推進支援センター

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

○働き方改革推進支援センター富山 TEL 076-431-3730



富山産業保健総合
支援センター

医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：産業保健総合支援センター

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx>

○富山産業保健総合支援センター TEL 076-444-6866



富山県よろず支援拠点

生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。

▶検索ワード：よろず支援拠点

<https://yorozu.smrj.go.jp/>

○富山県よろず支援拠点 TEL 076-444-5605



商工会
商工会議所
中小企業団体中央会

経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、
中小企業・小規模事業者の取組を支援します。

▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ

http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

▶検索ワード：全国の商工会議所一覧

<https://www5.cin.or.jp/ccilist>

▶検索ワード：都道府県中央会

<https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>



富山県内の
ハローワーク

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを
実施しています。

▶検索ワード：ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

○ハローワーク富山 TEL 076-431-8609 ○ハローワーク高岡 TEL 0766-21-1515
○ハローワーク魚津 TEL 0765-24-0365 ○ハローワーク砺波 TEL 0763-32-2914
○ハローワーク滑川 TEL 076-475-0324 ○ハローワーク氷見 TEL 0766-74-0445



富山県医療勤務環境
改善支援センター

医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサ
ポートをします。

▶検索ワード：いきサポ

<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/>

○富山県医療勤務環境改善支援センター（富山県厚生部医務課内）TEL 076-444-3218
○富山県医療労務管理相談コーナー TEL 076-441-0432



65歳超雇用推進助成金のご案内

(平成 30 年 4 月から制度が一部変更されています)

～65歳超継続雇用促進コース～

65歳以上への定年の引き上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します
(雇用管理に関する措置の実施等を要件に加え、引き上げ幅等に応じて支給額が変更されました)

主な支給要件

- ・労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、旧定年年齢(※1)を上回る年齢に引き上げること。
 - ・定年の引き上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。
 - また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
 - ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
 - ・高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置(※2)を実施すること。
- (※1 就業規則等で定められていた定年年齢のうち、平成28年10月19日以降、最も高い年齢)

支給額

	65歳への 定年引き上げ		66歳以上への 定年引き上げ		定年の 廃止	66～69歳の継続 雇用への引き上げ		70歳以上の継続 雇用への引き上げ	
60歳以上の 被保険者数 ※3	引き上げた 年数	5歳 未満	5歳 以上	5歳 未満	5歳 以上	4歳 未満	4歳 以上	5歳 未満	5歳 以上
1～2人		10万円	15万円	15万円	20万円	20万円	5万円	10万円	10万円
3～9人		25万円	100万円	30万円	120万円	120万円	15万円	60万円	20万円
10人以上		30万円	150万円	35万円	160万円	160万円	20万円	80万円	25万円

※3 60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働協約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

【1事業所あたり(企業単位)1回限り】

※2 高齢者雇用管理に関する措置とは・・・

- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b) 作業施設・方法の改善 (c) 健康管理、安全衛生の配慮
(d) 職域の拡大 (e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進 (f) 賃金体系の見直し (g) 勤務時間制度の弾力化 のいずれか

～高齢者雇用環境整備支援コース～

以下のいずれかの高齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主の皆様を助成します
(措置の実施後、6ヶ月間の措置内容の使用・運用及び対象被保険者の継続雇用が要件に加わりました)

措置の内容

- ①機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の雇用機会の拡大
- ②高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高齢者に対する健康管理制度の導入

支給額

以下の①・②のいずれか低い額を支給します(上限1,000万円)

①措置に要した経費の60%《75%》、
ただし 中小企業事業主以外は45%《60%》

②措置の対象になる1年以上継続して雇用されている
60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円《36万円》
〔《》内は生産性要件を満たす場合※4〕

～高齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期雇用労働者を無期雇用契約労働者に転換した事業主の皆様を助成します(無期雇用転換日において、64歳以上の労働者は当コースの支給対象外となりました)

申請の流れ

- ①無期雇用転換制度を整備
- ②高齢者雇用推進者の選任 及び
高齢者雇用管理に関する措置(※2)を
1つ以上実施
- ③転換計画の作成、機構への計画申請
- ④転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ⑤機構への支給申請

支給額

- ・対象労働者1人につき48万円
(中小企業事業主以外は38万円)
- ・生産性要件を満たす場合※4には
対象労働者1人につき60万円
(中小企業事業主以外は48万円)

※4『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』
(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)が要件です。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

(企業の場合)

■お問合わせや申請は、都道府県支部 高齢・障害者業務課 までお願いします。そのほかに必要な条件、要件等もございますので、詳しくはホームページをご覧ください。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

富山支部 高齢・障害者業務課 (TEL: 0766-26-1881)



今より10分多くを目安に 楽しみながら習慣化を

健康づくりのために、
毎日からだを動かすことが推奨されています。
無理なく継続し、習慣化していくためのコツをご紹介します。



家族や仲間と一緒に運動を(提供: とやま健康パーク)

生活習慣病などのリスク低減

運動とはからだを動かすこと。普段から元気にからだを動かすことで、糖尿病や心臓病、がん、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)のほか、うつ、認知症などになるリスクを下げるができるといわれています。

また、筋力や心肺など、身体機能の維持にもつながります。人間が持っている機能は使わないとどんどん低下していきますし、加齢とともに疲れやすくなったり、思うように動けなくなったりします。しかし、筋肉量はいくつになってもトレーニングによって増やすことができます。さらに、運動は精神面にも効果的。爽快感や達成感など、ストレス解消や気分転換につながります。

富山県の調査によると、20歳代以上の運動習慣者(1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上持続する者)は増加傾向にあります。しかし、働き盛り世代である40代男性や30代女性では、運動習慣者の割合が低くなっています。運動不足を感じて、運動した方がよいと分かっている人もいることでしょう。息が弾むような運動を30分以上、週2回行うことが望ましいとされていますが、ふだん運動しない人にはややハードルが高く感じるかもしれません。

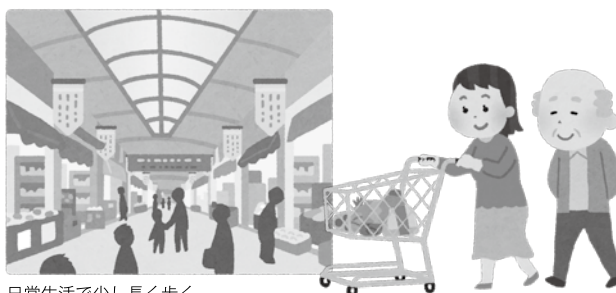


運動はストレス解消にも効果的(提供: 富山市角川介護予防センター)

日常で少し長く身体を動かす

厚生労働省の「健康づくりのための身体活動指針」では、今より10分多くからだを動かすことをすすめています。歩数にすると約1,000歩多く歩くということになるそうです。日常生活の中で、エレベーターではなく階段を使ったり、駐車場を利用する際、入り口より遠くに止めたりすると、より歩数が多くなります。歩行以外でも、仕事の合間にストレッチしたり、電車で立つなどすることもより多く動くことにつながります。

とやま健康ラボ(<http://www.kenko-toyama.jp/>)の「まちなかウォーキングMAP」では、県内各地のショッピングモールや商店街を活用した気軽なウォーキングコースを紹介しています。天候に左右されず、安全に実践できるのが利点です。からだを動かす環境や機会は意外とあるもの。身の回りを振り返って、いつでも、どこでも少しでも長く、元気にからだを動かすことが大切です。



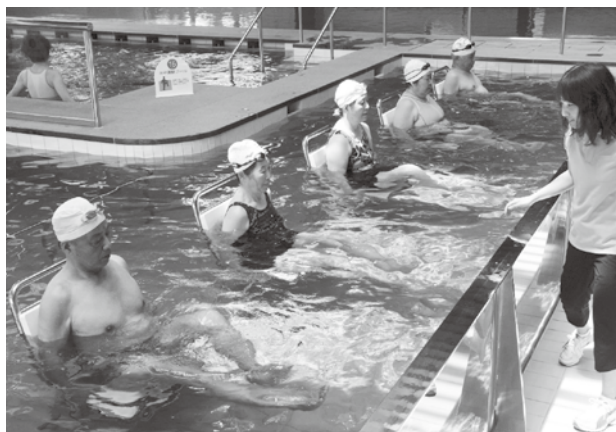
日常生活で少し長く歩く

短期で劇的な変化を期待しない

ウォーキングやランニング、水泳、サッカー、野球、テニスなど、どのような運動でもいいので、楽しく継続し、習慣化したいものです。運動施設は「同じ目的をもった仲間を見つけやすい」(とやま健康パーク)、「自分から出掛ける、コミュニケーションする機会を増やすことがより元気なからだづくりにつながる」(富山市角川介護予防センター)といった点でおすすめです。一人より、家族や仲間と一緒に行動することで楽しさや喜びが一層増します。

誤ったやり方で身体を動かすと思わぬけがや事故につながることも。施設なら、専門スタッフに指導やアドバイスを受けることもできて、安全に、安心して運動できそうです。

長続きさせるには、カレンダーやノートに「〇分走った」「ヨガを〇分した」といった記録をつける方法があります。短期間で劇的な変化を期待するのではなく、「少しずつの効果を喜び、積み重ねていく気持ちが大切」(同)です。



運動施設では専門スタッフによる指導も(提供: 富山市角川介護予防センター)



企業立地マッチング促進事業（委託元：富山市工業政策課） お問い合わせ TEL076-443-2074

富山市内で空き工場・用地等をお探しの方へ！

ホームページはこちらです <http://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進（移転・増設・県外企業誘致など）に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



本サイト活用で「**富山市空き工場等大規模修繕助成金**」の対象となります。

新着情報は**随時更新中**。
非公開物件もあります

地図上にて簡単に物件を探ることができます。

物件情報の登録・掲載は**無料**です。
物件ニーズ情報も登録出来ます。

ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携：（公社）富山県宅地建物取引業協会 （公社）全日本不動産協会富山県本部

アクセス
方法は
次の**3つ**!!

検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <http://aki-toyama.jp/>

QRコード

■ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
富山県中小企業団体中央会 工業支援課 TEL：076-424-3686 FAX：076-422-0835

H30.8